

平成19年11月20日

各 位

不動産投資信託証券発行社名 リプラス・レジデンシャル投資法人
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズ オフィス
代 表 者 名 執行役員 佐久間 隆夫
(コード番号: 8966)
投資信託委託業者名 リプラス・リート・マネジメント株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 岡村 一郎
問い合わせ先 経営管理部長 貞廣 亜紀
Tel. 03-5425-5600

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

リプラス・レジデンシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日の役員会において、平成19年12月20日に本投資法人の第6回投資主総会を招集し、下記内容の規約の一部変更案及び役員選任を当該投資主総会に付議することについて決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

- (1) 平成19年9月30日に証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号）が施行され、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。以下「投信法」という。）その他投資法人に関わる法令が整備・改正されたこと等に伴い、現行の本投資法人規約と関係法令との字句等の統一を図るため、全般にわたって所要の変更を行うものであります。
- (2) 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行に伴い、本投資法人の機動的かつ効率的な資金調達のために短期投資法人債の発行を可能とし、同法において要求されている要件に伴い、第17条第1項の規定を変更するものであります。
- (3) 本投資法人設立に際して必要とされた規約記載事項のうち現状不要となった条項については、規約の簡素化を図るため、削除するものであります。
- (4) その他、字句の修正及び条文の新設、削除に伴い条数の変更を行うとともに、条文の整備等のために所要の変更を行うものであります。

（規約変更の詳細については、添付資料「第6回投資主総会召集ご通知」をご参照ください）

2. 役員選任について

本投資法人の現執行役員佐久間隆夫並びに現監督役員滝川秀一及び藪田広平より、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任する旨の申出があったため、あらためて執行役員1名及び監督役員2名を選任するものです。

また、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名を選任するものです。

（役員選任の詳細については、添付資料「第6回投資主総会召集ご通知」をご参照ください）

3. 日程

平成 19 年 11 月 20 日 第 6 回投資主総会提出議案の役員会承認
平成 19 年 12 月 5 日 第 6 回投資主総会召集通知の発送（予定）
平成 19 年 12 月 20 日 第 6 回投資主総会（予定）

以 上

* 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.re-plus-ri.co.jp/>

【添付資料】

第 6 回投資主総会召集ご通知

平成19年12月5日

投資主各位

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
リプラス・レジデンシャル投資法人
執行役員 佐久間 隆夫

第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当投資法人の第6回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、平成19年12月19日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、当投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第24条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成するものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

(当投資法人現行規約第24条抜粋)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。
2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成したものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

記

1. 日 時 平成19年12月20日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
虎ノ門パストラルホテル 新館6階 ペーシュ
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
第2号議案 執行役員1名選任の件
第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
第4号議案 監督役員2名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主を代理人として、投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日本投資主総会終了後、引き続き同会場において、当投資法人の資産運用会社であるリプラス・リート・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定であります。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
- 投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正事項を当投資法人のホームページ (<http://www.re-plus-ri.co.jp>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 規約変更の理由

- (1) 平成19年9月30日に証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号）が施行され、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。以下「投信法」という。）その他投資法人に関わる法令が整備・改正されたこと等に伴い、現行の本投資法人規約と関係法令との字句等の統一を図るため、全般にわたって所要の変更を行うものであります。
- (2) 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行に伴い、本投資法人の機動的かつ効率的な資金調達のために短期投資法人債の発行を可能とし、同法において要求されている要件に伴い、第17条第1項の規定を変更するものであります。
- (3) 本投資法人設立に際して必要とされた規約記載事項のうち現状不要となつた条項については、規約の簡素化を図るため、削除するものであります。
- (4) その他、字句の修正及び条文の新設、削除に伴い条数の変更を行うとともに、条文の整備等のために所要の変更を行うものであります。

2. 変更日 平成19年12月20日

3. 規約変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

a. 投資法人 規約

(下線は変更部分であります。)

現行規約	変更案
<p>第2章 投資口</p> <p>第5条 (発行可能投資口総口数等)</p> <p>2. 本投資法人が発行する投資口の<u>払込金額</u>の総額のうち、<u>国内において募集される投資口の払込金額</u>の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p> <p>3. 本投資法人は、第1項の発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、<u>投資口の追加発行</u>を行うことができる。 <u>当該投資口の追加発行における1口当たりの払込金額</u>は、本投資法人の保有する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な金額として役員会の承認を得た<u>価額</u>とする。</p>	<p>第2章 投資口</p> <p>第5条 (発行可能投資口総口数等)</p> <p>2. 本投資法人が発行する投資口の<u>発行価額</u>の総額のうち、<u>国内において募集される投資口の発行価額</u>の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p> <p>3. 本投資法人は、第1項の発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、<u>その発行する投資口を引き受ける者の募集</u>を行うことができる。<u>募集投資口</u>（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。） 1口当たりの払込金額は、本投資法人の保有する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な金額として役員会の承認を得た<u>金額</u>とする。</p>
<p>第3章 資産運用の対象、方針及び計算</p> <p>第10条 (投資方針)</p> <p>6. 本投資法人が取得する資産の組入比率は以下の<u>各号</u>に記載する方針による。</p> <p>(1) (記載省略)</p>	<p>第3章 資産運用の対象、方針及び計算</p> <p>第10条 (投資方針)</p> <p>6. 本投資法人が取得する資産の組入比率は以下に記載する方針による。</p> <p>(現行どおり)</p>

現行規約	変更案
<p>(2) 資産の総額に占める不動産等 <u>(不動産、不動産の賃借権、地上権、信託の受益権（不動産、地上権及び土地の賃借権のみを信託する信託に係るものに限る。）及び匿名組合出資持分（その出資された財産を不動産、不動産の賃借権、地上権のみに運用することを定めた契約に係るものに限る。）の価額の割合として財務省令で定める割合を100分の75以上とする。</u></p> <p>第11条（主要投資対象の特定資産）</p> <p>2. 前項に規定する不動産等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(4) 不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合せて信託する包括信託を含むが、有価証券 <u>（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。）（以下「投信法施行令」という。）第3条第1号に定めるものをいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）</u></p> <p>(5) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 <u>（有価証券に該当するものを除く。）</u></p>	<p>(2) を削除</p> <p>第11条（主要投資対象の特定資産）</p> <p>2. 前項に規定する不動産等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(4) 不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付隨する金銭と合せて信託する包括信託を含む。）</p> <p>(5) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p>

現行規約	変更案
(6) 当事者的一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分 (以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。)	(6) 当事者的一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分 (以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。)
(7) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 <u>(有価証券に該当するものを除く。)</u>	(7) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
3. 本投資法人は前項に掲げる不動産等の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。	3. 本投資法人は前項に掲げる不動産等の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。
(4) 有価証券	(4) 有価証券 <u>(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含む。)(以下「投信法施行令」という。)第3条第1号に定めるものをいう。)</u> (第2項及び本項前各号に該当するものを除く。)
(5) 金銭債権(投信法施行令第3条第11号に定めるものをいう。)	(5) 金銭債権(投信法施行令第3条第7号に定めるものをいう。)
(6) 信託財産を前各号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 <u>(有価証券に該当するものを除く。)</u>	(6) 信託財産を前各号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
(7) <u>金融先物取引等に係る権利</u> (<u>投信法施行令第3条第13号に定めるものをいう。</u>)	削除
(8) <u>金融デリバティブ取引に係る権利</u> (<u>投信法施行令第3条第14号に定めるものをいう。</u>)	(7) デリバティブ取引に係る権利(<u>投信法施行令第3条第2号に定めるものをいう。</u>)

現行規約	変更案
<p>4. 本投資法人は、必要がある場合には<u>以下</u>に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(5) 信託財産を前各号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（<u>有価証券に該当するものを除く。</u>）</p> <p>第12条（投資制限）</p> <p>2. 前条第3項第7号に掲げる<u>金融先物取引等に係る権利及び第8号に掲げる金融デリバティブ取引</u>に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限る。</p> <p>3. 投資対象となる不動産。<u>等</u>は国内不動産に限定する。</p> <p>第14条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法は、<u>投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則</u>（平成12年総理府令第134号。その後の改正を含む。）、投資信託協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則、<u>及び</u>一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、下記の通り運用資産の種類毎に定める。</p> <p>(6) 第11条第3項第7号に定める<u>金融先物取引等に係る権利及び第8号に定める金融デリバティブ取引</u>に係る権利</p>	<p>4. 本投資法人は、必要がある場合には<u>次に</u>掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(5) 信託財産を前各号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>第12条（投資制限）</p> <p>2. 前条第3項第7号に掲げる<u>デリバティブ取引</u>に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限る。</p> <p>3. 投資対象となる不動産等は国内不動産に限定する。</p> <p>第14条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法は、<u>投資法人の計算に関する規則</u>（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。）、投資信託協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則、<u>並びに</u>一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、下記の通り運用資産の種類毎に定める。</p> <p>(6) 第11条第3項第7号に定める<u>デリバティブ取引</u>に係る権利</p>

現行規約	変更案
<p>2. 資産運用報告書等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価する。</p> <p>4. 第1項及び第2項に定める評価方法については、継続性の原則に則り変更は行わない。但し、正当な事由により採用した方法による評価が適當ではなくなった場合で、かつ、投資主保護上問題がないと合理的に判断することができる場合に限り、他の評価方法に変更することができる。評価方法を変更した場合には、直後に投資主に交付する資産運用報告書において次の事項を記載する。</p> <p>第15条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として、以下の方針に従って金銭の分配を行う。</p> <p>(3) 役員会において適切と判断した場合、<u>投信法第136条第1項</u>の規定に従い、投資主に対し、<u>投信法第131条第1項</u>の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができる。</p> <p>(5) 投資主への分配金は金銭にて分配するものとし、原則として決算期から3か月以内に決算期における最終の投資主名簿（実質投資主名簿を含む。以下同じ。）の投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて行う。</p>	<p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価する。</p> <p>4. 第1項及び第2項に定める評価方法については、継続性の原則に則り変更は行わない。但し、正当な事由により採用した方法による評価が適當ではなくなった場合で、かつ、投資主保護上問題がないと合理的に判断することができる場合に限り、他の評価方法に変更することができる。評価方法を変更した場合には、直後に投資主に交付する資産運用報告において次の事項を記載する。</p> <p>第15条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として、以下の方針に従って金銭の分配を行う。</p> <p>(3) 役員会において適切と判断した場合、<u>投信法第137条第1項</u>の規定に従い、投資主に対し、<u>投信法第131条第2項</u>の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができる。</p> <p>(5) 投資主への分配金は金銭にて分配するものとし、原則として決算期から3か月以内に決算期における最終の投資主名簿（実質投資主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて行う。</p>

現行規約	変更案
<p>第16条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年10月1日から翌年3月31日まで、及び4月1日から9月30日まで（以下、各営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。<u>ただし、第1期営業期間は、本投資法人成立の日から平成18年9月30日までとする。</u></p>	<p>第16条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年10月1日から翌年3月31日まで、及び4月1日から9月30日まで（以下、各営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。</p>
<p>第17条（借入れ及び投資法人債の発行） 1. 本投資法人は、資産の効率的な運用及び運用の安定性を図るため、特定資産の取得資金、賃貸を行う不動産若しくは信託の受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金又は投資法人の運営に要する資金若しくは債務の返済（敷金及び保証金の支払、借入金の返済並びに投資法人債の償還を含む。）等を使途とし、借入れ又は投資法人債の発行を行うことができる。</p> <p>4. 借入れを行う場合、借入れ先は、<u>証券取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第3項第1号</u>に規定する適格機関投資家に限る。</p> <p style="text-align: center;">第4章 投資主総会</p>	<p>第17条（借入れ及び投資法人債の発行） 1. 本投資法人は、資産の効率的な運用及び運用の安定性を図るため、特定資産の取得資金、賃貸を行う不動産若しくは信託の受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金又は投資法人の運営に要する資金若しくは債務の返済（敷金及び保証金の支払、借入金の返済並びに投資法人債<u>（短期投資法人債を含む。以下同じ。）</u>の償還を含む。）等を使途とし、借入れ又は投資法人債の発行を行うことができる。</p> <p>4. 借入れを行う場合、借入れ先は、<u>租税特別措置法施行令39条の32の3</u>に規定する適格機関投資家に限る。</p> <p style="text-align: center;">第4章 投資主総会</p>
<p>第18条（開催場所及び頻度） 本投資法人の投資主総会は、その開催場所を東京都23区内として、2年に1回以上開催する。</p>	<p>第18条（開催場所及び頻度） 本投資法人の投資主総会は、その開催場所を東京都23区内とし、原則として2年に1回以上開催する。</p>

現行規約	変更案
<p>第20条（招集の公告、通知）</p> <p>投資主総会を招集するには、<u>会日の2か月前までに会日を公告し、会日の2週間前までに第25条に定める投資主等</u>に対して書面をもってその通知を発する。投資主総会は、<u>全ての投資主の同意があるときは、招集の手続を経ず</u>に開催することができる。</p>	<p>第20条（招集の公告、通知）</p> <p>投資主総会を招集するには、<u>投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、第25条に定める基準日現在の投資主</u>に対して、<u>書面をもって</u>その通知を発する。投資主総会は、<u>投資主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく</u>開催することができる。</p>
<p>第23条（議決権の代理行使）</p> <p>投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主を代理人として、議決権を行使することができる。但し、投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を<u>あらかじめ</u>本投資法人に提出しなければならない。</p>	<p>第23条（議決権の代理行使）</p> <p>投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。但し、投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会ごとにその代理権を証する書面を本投資法人に提出しなければならない。</p>
<p>第24条（みなし賛成）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいづれをも除く。）について<u>賛成したもの</u>とみなす。 2. 前項の規定の定めに基づき議案に<u>賛成したものとみなされた</u>投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。 	<p>第24条（みなし賛成）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいづれをも除く。）について<u>賛成するもの</u>とみなす。 2. 前項の規定の定めに基づき議案に<u>賛成するものとみなした</u>投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

現行規約	変更案
<p>第25条（基準日）</p> <p>1. 本投資法人は、決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利行使することができる投資主とする。</p>	<p>第25条（基準日）</p> <p>1. <u>決算期から3か月以内の日を投資主総会の日とする投資主総会を開催する場合、本投資法人は、直前の決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利行使することができる投資主とする。</u></p>
<p>第5章 執行役員、監督役員及び役員会</p> <p>第27条（執行役員及び監督役員に関する事項）</p> <p>1. 執行役員は2名以内、監督役員は3名以内（但し、執行役員の員数に1を加えた数以上とする。）とし、執行役員と監督役員は役員会を構成する。</p> <p>2. 執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議によって選任する。</p>	<p>第5章 役員及び役員会</p> <p>第27条（役員に関する事項）</p> <p>1. <u>本投資法人の執行役員は2名以内、監督役員は3名以内（但し、執行役員の員数に1を加えた数以上とする。）とし、執行役員及び監督役員（以下、「役員」という。）は役員会を構成する。</u></p> <p>2. <u>役員は、投資主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>第28条（執行役員及び監督役員の任期）</p> <p><u>執行役員及び監督役員の任期は、選任後2年とする。但し、補欠として又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p>	<p>第28条（役員の任期）</p> <p><u>役員の任期は、選任後2年とする。但し、補欠として又は増員のために選任された役員の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p>
<p>第29条（役員会の決議方法）</p> <p>役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがない限り、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行う。</p>	<p>第29条（役員会の決議方法）</p> <p>役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがない限り、議決に加わることができるもの過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>

現行規約	変更案
<p>第30条（役員会の招集及び議長）</p> <p>2. 役員会を招集するには、会日より<u>3日前迄に各執行役員及び監督役員に招集通知を発することとする。</u>但し、<u>執行役員及び監督役員全員の同意を得て、招集期間を短縮し、又は省略することができる。</u></p>	<p>第30条（役員会の招集及び議長）</p> <p>2. 役員会を招集するには、<u>役員会の日の3日前までに、各役員に対して招集通知を発することとする。</u>但し、<u>役員の全員の同意を得て、招集期間を短縮し、又は招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p>
<p>第32条（<u>執行役員及び監督役員の報酬の額又は報酬の支払に関する基準</u>）</p> <p><u>執行役員及び監督役員の報酬の支払に関する基準</u>は、以下の通りとする。</p> <p>(1) 執行役員報酬は、1人当たり月額80万円を上限とし、その報酬月額は役員会で決定する。支払時期は毎月末日<u>迄</u>とし、その支払は執行役員の指定する口座への振込により行う。</p> <p>(2) 監督役員報酬は、1人当たり月額50万円を上限とし、その報酬月額は役員会で決定する。支払時期は毎月末日<u>迄</u>とし、その支払は監督役員の指定する口座への振込により行う。</p>	<p>第32条（<u>役員の報酬の額又は報酬の支払に関する基準</u>）</p> <p><u>役員の報酬の支払に関する基準</u>は、以下の通りとする。</p> <p>(1) 執行役員報酬は、1人当たり月額80万円を上限とし、その報酬月額は役員会で決定する。支払時期は毎月末日<u>まで</u>とし、その支払は執行役員の指定する口座への振込により行う。</p> <p>(2) 監督役員報酬は、1人当たり月額50万円を上限とし、その報酬月額は役員会で決定する。支払時期は毎月末日<u>まで</u>とし、その支払は監督役員の指定する口座への振込により行う。</p>
<p>第33条（<u>執行役員及び監督役員の投資法人に対する賠償責任の免除</u>）</p> <p>本投資法人は、投信法第115条の6第7項の規定に基づき、任務を怠ったことによる<u>執行役員又は監督役員（執行役員又は監督役員であった者を含む。）の損害賠償責任</u>を、法令の限度において、役員会の決議によって免除することができる。</p>	<p>第33条（<u>役員の投資法人に対する賠償責任の免除</u>）</p> <p>本投資法人は、投信法第115条の6第7項の規定に基づき、任務を怠ったことによる<u>役員（役員であった者を含む。）の損害賠償責任</u>を、法令の限度において、役員会の決議によって免除することができる。</p>
<p>第7章 <u>投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者</u></p>	<p>第7章 <u>資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者</u></p>

現行規約	変更案
<p>第38条（発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務等）</p> <p>1. 本投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を<u>投資信託委託業者</u>へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へ委託する。本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で投信法第117条に定める事務（以下「一般事務」という。）については第三者へ委託する。</p> <p>2. <u>本投資法人の成立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務、発行する投資法人債の名義書換に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務、投資法人債権者に係る事務（「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第168条第2項第4号及び第5号に定める一般事務のことをいう。）は、募集の都度、一般事務受託会社を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。</u></p> <p>第39条（<u>投資信託委託業者</u>に対する資産運用報酬の計算方法並びにその支払時期及び方法等）</p> <p>本投資法人が<u>資産の運用を委託する投資信託委託業者</u>に支払う資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、本規約の一部を構成する別紙1に定める通りとする。</p>	<p>第38条（発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務等）</p> <p>1. 本投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を<u>資産運用会社</u>に、資産の保管に係る業務を資産保管会社にそれぞれ委託する。本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で<u>あつて</u>投信法第117条に定める事務（以下「一般事務」という。）については第三者へ委託する。</p> <p>2. <u>本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務、投資法人債権者に係る事務（「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第169条第2項第4号及び第5号に定める一般事務のことをいう。）は、適宜、一般事務受託会社を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。</u></p> <p>第39条（<u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬の計算方法並びにその支払時期及び方法等）</p> <p>本投資法人が<u>資産運用会社</u>に支払う資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、本規約の一部を構成する別紙1に定める通りとする。</p>

現行規約	変更案
<p>第40条（諸費用の負担） 本投資法人は、以下の費用についても負担する。</p> <p>(3) 投資主・実質投資主の氏名・住所データ作成費用、投資主・実質投資主あて書類送付に係る郵送料及び使用済書類等返還（廃棄）に要する運搬費</p> <p>(6) 目論見書及び<u>要約（仮）目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用</u></p> <p>(7) 財務諸表、資産運用報告書等の作成、印刷及び交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用を含む。）</p>	<p>第40条（諸費用の負担） 本投資法人は、以下の費用についても負担する。</p> <p>(3) 投資主・実質投資主の氏名・住所データ作成費用、投資主・実質投資主あて書類送付に係る費用及び使用済書類等返還（廃棄）に要する運搬費</p> <p>(6) 目論見書及び<u>金融商品取引法第13条第5項に定める有価証券の募集又は売出しのための資料の作成、印刷及び交付に係る費用</u></p> <p>(7) 財務諸表、資産運用報告等の作成、印刷及び交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用を含む。）</p>
<u>附則（平成18年4月19日改定）</u>	削除
<p><u>第1条（改定の施行日）</u> この改定は、平成18年5月1日から施行する。</p> <p><u>第2条（本店の所在地の移転）</u> 平成18年9月15日をもって、第3条を以下の通りに変更する。</p> <p><u>第3条（本店の所在地）</u> 本投資法人は、本店を東京都港区に置く。</p>	

現行規約	変更案
<p>別紙 1 <u>投資信託委託業者</u>に対する資産運用報酬</p> <p><u>投資信託委託業者</u>の行う委託業務に対する報酬は、運用報酬 1、運用報酬 2、取得報酬及び譲渡報酬から構成されるものとする。それぞれの報酬の具体的な額又は計算方法及び支払の時期は以下に掲げる通りとする。</p> <p>各報酬に係る消費税および地方消費税は、本投資法人の負担とし、本投資法人は、各報酬の支払いに際して当該報酬に係る消費税および地方消費税を加えた金額を<u>投資信託委託業者</u>の指定する銀行口座に振込入金する方法で支払うものとする。</p>	<p>別紙 1 <u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬</p> <p><u>資産運用会社</u>の行う委託業務に対する報酬は、運用報酬 1、運用報酬 2、取得報酬及び譲渡報酬から構成されるものとする。それぞれの報酬の具体的な額又は計算方法及び支払の時期は以下に掲げる通りとする。</p> <p>各報酬に係る消費税および地方消費税は、本投資法人の負担とし、本投資法人は、各報酬の支払いに際して当該報酬に係る消費税および地方消費税を加えた金額を<u>資産運用会社</u>の指定する銀行口座に振込入金する方法で支払うものとする。</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員佐久間隆夫は、平成20年1月11日をもって任期満了となります、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申出があつたため、あらためて平成19年12月20日付で執行役員1名の選任をお願いするものであります。

本議案において、執行役員の任期は、規約第28条の規定により、選任される平成19年12月20日より2年間となります。

なお、本議案は、平成19年11月20日開催の役員会において、当投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴
佐久間 隆夫 (昭和7年11月19日)	昭和30年4月 株式会社第一銀行入行（現 株式会社みずほ銀行） 昭和54年1月 株式会社オランダ第一勵業銀行 頭取 昭和56年11月 ハワイ大森コーポレーション 会長（出向） 昭和58年5月 株式会社第一勵業銀行 日比谷支店長 昭和59年9月 セイコーエプソン株式会社 常務取締役 平成元年7月 キダー・ピー・ボディー証券会社 専務取締役日本代表 平成7年3月 有限会社ティーエス プランニング代表取締役 平成17年2月 リプラス・リート・マネジメント株式会社 代表取締役社長 平成17年10月 リプラス・レジデンシャル投資法人 執行役員（現任） 平成18年7月 リプラス・リート・マネジメント株式会社 取締役会長（現任）

- 上記執行役員候補者は、当投資法人の投資口を保有しておりません。
- 上記執行役員候補者は、当投資法人が資産運用委託契約を締結しているリプラス・リート・マネジメント株式会社の取締役会長であります。なお、投資信託及び投資法人に関する法律（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）第5条による改正前のもの）第13条に基づき、平成17年10月4日付で金融庁長官より兼職の承認を得ております。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、平成19年11月20日開催の役員会において、当投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴
岡 村 一 郎 (昭和43年9月20日)	平成4年4月 国際証券株式会社入社（現 三菱UFJ証券株式会社） 平成17年6月 株式会社リプラス 事業開発部長（出向） 平成18年2月 株式会社リプラス入社 リプラス・リート・マネジメント株式会社 取締役（出向） 平成18年7月 同 代表取締役（出向）（現任）

- 上記補欠執行役員候補者は、当投資法人の投資口を保有しておりません。
- 上記補欠執行役員候補者は、当投資法人が資産運用委託契約を締結しているリプラス・リート・マネジメント株式会社の代表取締役であります。なお、投資信託及び投資法人に関する法律（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）第5条による改正前のもの）第13条に基づき、平成19年9月28日付で金融庁長官より兼職の承認を得ております。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員窪川秀一及び藪田広平は、平成20年1月11日をもって任期満了となります。本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申出があったため、あらためて平成19年12月20日付で監督役員2名の選任をお願いするものであります。

本議案において、監督役員の任期は、規約第28条の規定により、選任される平成19年12月20日より2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主　要　略　歴
1	窪川秀一 (昭和28年2月20日)	昭和51年11月　監査法人中央会計事務所入所 昭和61年7月　窪川公認会計士事務所開業（現 窪川パートナーアカウント事務所）パートナー（現任） 平成元年2月　ソフトバンク株式会社監査役（現任） 平成7年2月　パソナソフトバンク株式会社（現 フジスタッフホールディングス株式会社）監査役（現任） 平成12年3月　株式会社デジタルアーツ監査役（現任） 平成15年5月　株式会社カスミ監査役（現任） 平成16年6月　株式会社ティクアンドギブ・ニーズ監査役（現任） 平成17年10月　リプラス・レジデンシャル投資法人監督役員（現任）
2	藪田広平 (昭和36年12月24日)	平成3年3月　司法研修（43期）修了 平成3年4月　第一東京弁護士会に登録 外立法律事務所入所 平成9年4月　外立総合法律事務所パートナー弁護士（現任） 平成18年1月　リプラス・レジデンシャル投資法人監督役員（現任）

- 上記監督役員候補者は、当投資法人の投資口を保有しておりません。
- 上記監督役員候補者と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

参考事項

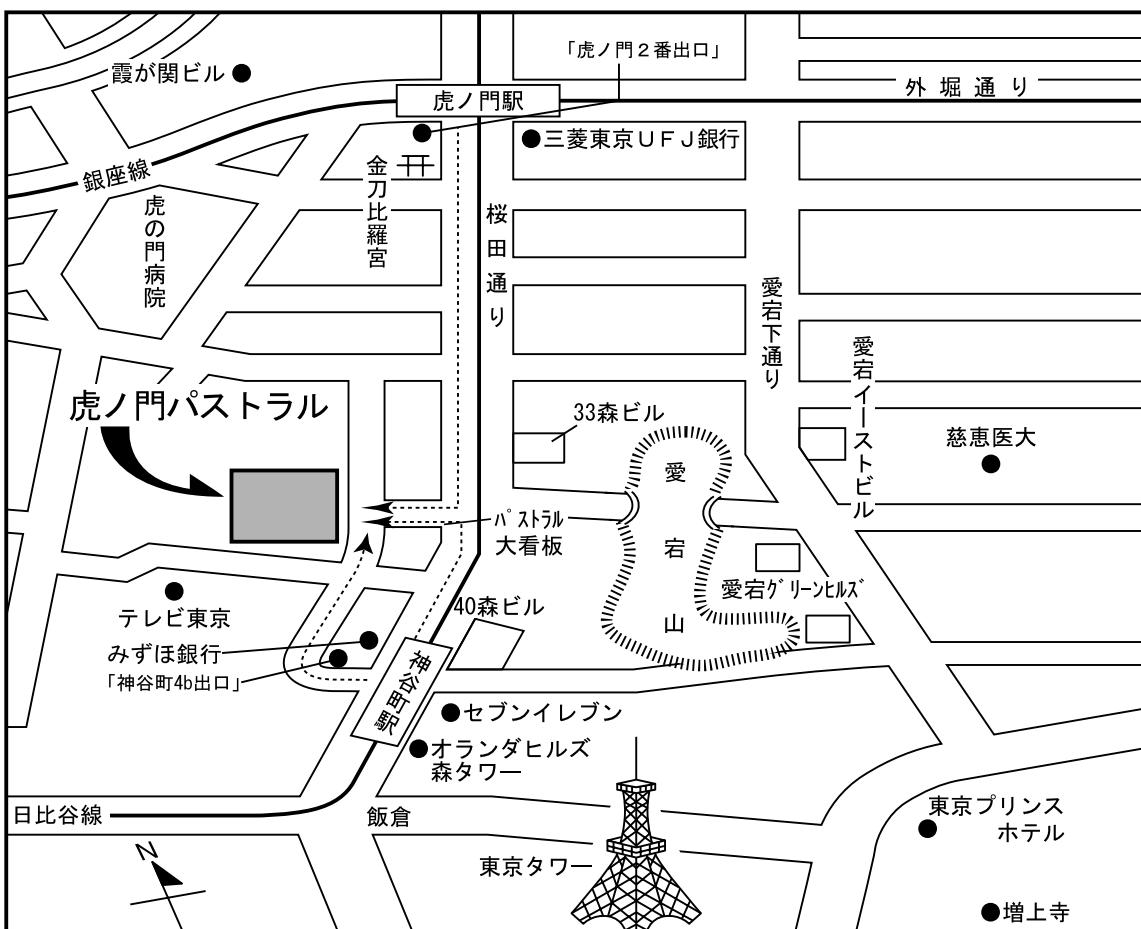
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づく現行規約第24条1項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、上記の第1号議案乃至第4号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
虎ノ門パストラルホテル 新館6階 ペーシュ
電話 03-3432-7261



交通：東京メトロ日比谷線 神谷町駅4 b 出口から徒歩5分
リ 銀座線 虎ノ門駅2番出口から徒歩12分

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮願います。